

令和6年度就学援助の申請について

富士見市

●申請できる方

- 市内小・中学校区に在住で、生活保護を受けている保護者（修学旅行費・特定の疾病の医療費のみ支給します）
- 市内小・中学校区に在住で、経済的な理由で援助が必要な保護者（所得審査があります）
※家族構成・年齢・住まいの状況等によって、世帯ごとに認定基準所得額が異なるため、認定基準所得額について電話等で問い合わせいただいてもお答えできません。

●申請方法

- 「就学援助費支給申請書」（お子さまひとりにつき1枚）に必要事項記入、必要書類添付のうえ、学校または学校教育課へ提出してください。
- ※郵送でも受け付けます。申請に必要な書類一式を、学校教育課（所在地は裏面に記載）へご郵送ください。
- ※申請に不備がある場合は、ご連絡差し上げます。ご対応いただけない場合は却下となる場合がございますのでご了承ください。

●申請受付期間

- 4月申請 令和6年4月8日（月）～令和6年4月30日（火）
- 年度途中申請（5月1日以降・随時受付）

申請月	令和6年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月
受付締日	5月 24日	6月 25日	7月 25日	8月 23日	9月 25日	10月 25日	11月 25日	12月 25日	1月 24日	2月 25日

- ※上記受付締日を過ぎた後に申請があった場合は、翌月の申請として受理します。
- ※申請があった月の就学援助費から支給します。

●申請に必要な書類

【申請を希望する方全員】

- 就学援助費支給申請書（令和6年度用）※お子様1人につき1枚
- 申請者の個人番号確認書類の写し（例：マイナンバーカードの裏面など）
- 申請者の本人確認書類の写し（例：マイナンバーカードの表面、運転免許証など）
- 振込先の口座情報がわかるものの写し（例：通帳、キャッシュカード、アプリの口座情報がわかる画面など）

【該当者のみ】

- 住まいが賃貸住宅の場合
賃貸借契約書などの写し（住所・契約者・契約期間・家賃がわかるもの）
※申請日現在で有効な契約が確認できるものが添付されていない場合、持ち家として審査します。
※自動継続などで、更新契約の証明書類がない場合は、直近3か月分の家賃の支払いがわかるもの（家賃の振込明細書、引き落とし履歴がわかる通帳ページのコピーなど）を併せて提出してください。
※契約者が世帯外の方の場合は、世帯内の方による家賃の支払いがわかるもの（家賃の振込明細書、支払い履歴がわかる通帳ページのコピーなど）を併せて提出してください。
- 世帯内に身体障がい者等手帳所持者がいる場合
該当者全員分の、障がいの程度を証明する手帳の写し（例：身体障がい者手帳・療育手帳など）

●申請上の注意

- 申請書の枠内は、審査上必要な項目ですので、記入もれのないよう注意してください。不備があった場合は、ご連絡します。
- 申請書の「世帯状況」欄には、住民票に記載されている世帯員を全員記入してください。ただし、単身赴任等（国外を含む。）で住民票が別の場合は、児童生徒の保護者（親権者）は同一世帯と見なしますので記入してください。
- 16歳以上の世帯員の方は全員、所得審査があります。年末調整や確定申告等、所得の申告をしていない方は、事前に、富士見市役所の税務課窓口にて「住民税の申告」手続きをしてください。審査時に所得が確認できなかった場合、審査は保留となります。
- 「世帯状況」欄の個人番号（マイナンバー）は、16歳以上の方全員分の記入が必要です。
- 前年度に認定された方も、令和6年度の受給を希望する場合は申請が必要です。
- 虚偽の内容に基づいて申請があった場合、支給決定の取消し・返金が発生します。
- 生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみ支給対象です。修学旅行の学年に該当する等、支給を希望する場合のみ、申請が必要です（その他の費目は全て生活保護費に含まれています）。

●申請結果の通知

- 4月申請の審査結果は、6月中に、学校を通じて申請者に通知します。
- 年度途中（5月以降）申請の審査結果は、申請があった翌月中に、学校を通じて申請者に通知します。

●支給費目の内容

学用品費	各教科・特別活動に必要な学用品の購入費用
通学用品費	通学に通常必要とするものの購入費用（靴、上履き、帽子等）
新入学用品費	小学校または中学校に新入学するにあたり必要となる学用品の購入費用
学校給食費	保護者が学校に納める給食費
宿泊を伴う校外活動費	林間学校などに参加した場合の交通費・宿泊料・見学科（年1回限り）
宿泊を伴わない校外活動費	遠足等に参加した場合の交通費・見学科
修学旅行費	修学旅行にかかる経費で、交通費、宿泊費、見学科、均一に負担する記念写真代、旅行傷害保険料等の対象経費として定められたもの
オンライン学習通信費	タブレット端末を活用した家庭学習における通信費
医療費	学校の定期健康診断の結果、学校から学校保健安全法施行令第8条に定める次の疾病の治療を勧告された場合の治療費用 ・トラコーマ及び結膜炎 ・白癬、疥癬及び膿痂疹 ・中耳炎 ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド ・う歯（むし歯） ・寄生虫病（虫卵保有を含む）

【担当】

富士見市教育委員会 教育部 学校教育課 学務・保健グループ

所在地 〒354-0021 富士見市大字鶴馬 1873-1

富士見市立中央図書館2階

電話 049-251-2711（内線 626）

Eメール kyouiku@city.fujimi.saitama.jp